

平成29年第12回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成29年11月21日 火曜日 9時
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 16名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

5番 荷川取 広 明 6番 國 仲 和 男

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願について

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第8号 非農地証明交付申請の承認について

日程第10 議案第9号 宮古島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について

平成29年第12回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年11月21日 火曜日 9時から12時18分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (16人) 委員数 (17人)
4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席
1	砂川 栄徳		○	11	喜屋武 隆		○
2	久保 弘美		○	12	奥浜 健		○
3	野崎 達男		○	13	田名 和彦		○
4	玉元 正助		○	14	仲里 敏夫		欠
5	荷川取 広明		○	15	仲里 長造		○
6	國仲 和男		○	16	砂川 明寛		○
7	長濱 国博	職務代理	○	17	芳山 辰巳	会長	○
8	川満 里志		○				
9	松岡 日出雄		○				
10	砂川 寛裕		○				

5. 議事録署名委員

議長 芳山 辰巳
5番委員 荷川取 広明 6番委員 國仲 和男

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 農地係長 川満 邦弘
農政係長 下地 一史 主任主事 伊良部 哉 主任主事 上原 みち子

開 会 9時
閉 会 12時18分

7. 会議の概要

平成29年11月21日

開会：9：00

議長 ただ今から、平成29年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、5番荷川取広明委員、6番國仲和男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から12番までは、議案書13ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地の大牧地区は、整備事業がほぼ完了しております。譲渡人はこれまで奥さんと畜産経営及びさとうきび栽培をしてきましたが、今回売買することになりました。現在は半分は草地、半分はさとうきび畑ですが、購入後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古空港北側信号から南へ、ニッポンレンタカー営業所に隣接しています。譲受人の経営面積は下限面積ギリギリですが、今後少しずつ規模拡大を図る予定です。

事務局 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下地与那覇集落向け、与那覇防災センター（旧与那覇公民館）の約100メートル手前左折したところに位置しています。農用外とありますが、こちらは譲渡人の父親が健在の頃、宅地にする予定で購入したのですが、その父親が亡くなったため不用となり、面積は小さいですが譲受人が実家に隣接する畑として使用したいということで今回の申請となりました。

15番委員 受付番号4番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。
4番の申請地(下原)は、狩俣集落入口近く、葉たばこ収穫後でした。(池田原)は漁港栈橋近く、キビ苗の準備中でした。(中之原)は狩俣集落南側に位置し、(浦原)は海中公園手前周辺、今期収穫前のカブが植えられていました。不在地主の案件です。

5番の申請地は、狩俣集落内にある食堂「すむばり」南側に位置し、今後はノニ栽培をする予定です。こちらも不在地主の案件です。

平良4区 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、東小学校東側約200メートルの住宅街に位置し、現在は耕起されいつでも作付けできる状態でした。今後はさとうきび栽培をする予定です。

平良5区 受付番7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 7番の申請地は、久松側伊良部大橋たもとの手前約1キロメートル下がったところに位置し、以前は休耕地状態でしたが、現在は重機等で伐開されており、農地として使用できる状態になっています。取得後は野菜を植える予定です。

8番の申請地は、宮古島徳洲会病院向かい側、周辺はさとうきび畑で譲受人の自宅近くに位置しています。カボチャ収穫後に放棄された様な状態ですが、取得後さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

下地2区 受付番9番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、下地入江集落向け、ニヤツ墓から約400メートル左手に位置し、周辺はさとうきび畑でした。譲受人は年間200日以上農業従事日数があり労働力も優秀で、農業機械等もそろっており、取得後はさとうきび畑の規模拡大を図る予定です。

上野2区 受付番10番から11番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 10番・11番の申請地は一面使用していますので、一括して説明します。所在は、上野中学校東側交差点を北へ約250メートル進んだ交差点を右折、約30メートル進んで左折、約300メートル進んだ右手に位置します。農業経営の開始とありますが、20年以上農業従事経験があります。

伊良部2区 受付番12番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、伊良部徳洲会病院北西約250メートル右手に位置し、平坦地で夏植えのさとうきびが植えられていました。周辺も90パーセント以上がさとうきび畑でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

7番委員 受付番号2番についてですが、譲渡人の方は6a借り受けております。説明をお願いします。

事務局 筆別表を確認後に説明したいと思いますので、ご了承ください。

7番委員 分かりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請(有償移転)」受付番号1番から12番までについて、原案のとおり決定してよろしいで

すか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題としますが、10番：砂川寛裕委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は6件でございます。まず、受付番号13番から18番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から18番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から18番までは、議案書25ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

11番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線沿い、鏡原自動車工場北側の野原越、通称名底集落に建設会社があり、その東側道路を集落沿いに進み約200メートル東に位置します。借受人は現在会社経営していますが息子に譲った後農業経営を開始する予定です。受付番号21番とも関連します。これまでも手伝い等で農業の経験はありますし、トラクターや耕運機等は経営安定までは貸付人から借り受けてさとうきび栽培をする予定です。

平良2区 受付番号14番から15番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 14番・15番の申請地は、福山集落と吉野集落中間辺りにある高野越集落から南へ約200メートル行った「砂川農園」の西側に隣接しています。現在はビニールハウスが6棟あり、インゲン等が植えられていました。

平良2区 受付番号16番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、平良給食センター西側約200メートルの大きな道路沿いに位置します。借受人は大変若い意欲ある担い手です。現在はマンゴーや熱帯果樹栽培もしており、今後はさとうきび栽培も開始する予定です。

上野2区 受付番号17番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 受付番号10番・11番と関連します。
平良松原の申請地は、宮古島徳洲会病院前交差点約800メートル南、土建会社ヤード裏手左へ約200メートルに位置します。現在はさとうきびのカブが植えられていました。
城辺の申請地は、城辺皆福公民館東約100メートルの交差点を北へ約300メートル、右側約100メートルに位置します。さとうきびのカブが植えられていました。

上野3区 受付番号18番について、現地調査の結果を報告いたします。
推進委員 申請地は、上野庁舎北側約100メートルに位置し、現在は雑草・雑木等が生い茂っていましたが、開墾してさとうきび栽培をする予定です。借受人は、これまでハウス栽培等長年の経験があり、規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 受付番号14番・15番についてですが、後継者育成という点で素晴らしいと思います。14番は宮古島市長からの賃貸借となっていますが、詳しい説明をお願いします。

事務局 こちらは宮古島市の管財係が管理しており、売買を促していきたい考えですが予算的にもすぐには難しいということで賃貸借となっています。合併以前からこの農地に隣接している砂川寛裕委員が使用しておりましたが、一旦返還し、今回の借受人である息子さんが規模拡大を図りたいということで、改めて利用権設定をしました。今後資金の目処がつき次第売買することが宮古島市とも相談済みです。

3番委員 農地利用にはいろいろな形があると思いますが、後継者育成につながっていくことは大変嬉しいことですので、今後もぜひ頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号13番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
では、10番委員の入室・着席を認めます。

議長 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 議案の説明に入る前に、先程ご質問のありました受付番号2番についてお答えしたいと思います。議案書1ページをご覧ください。この案件は、譲渡人（西里明男）が農地を借りているのに売るといのはどういう事かというご質問でしたが、この借りている農地については大変申し上げにくい諸事情がありますので、譲渡人（西里明男）と調整の上、今回の案件は取り下げたいと思いますのでご理解ください。

議長 休憩します。

休憩 9：45

再開 9：51

議長 再開します

事務局 それでは改めまして、議案の説明に入らせていただきます。
今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。
まず、受付番号19番から28番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号19番から28番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号19番から28番までは、議案書31ページから40ページの調査書のとおり、農地

法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 受付番号19番についてお聞きします。譲受人の自作面積が161.1aとありますが、経営面積と数字が合わないのはなぜですか。また、農地を貸しているのに無償移転で取得する理由を説明してください。

事務局 ご指摘のとおり、貸している農地がありながら取得するのは基本的には不可です。ただ、この案件の場合貸付先の農業生産法人の構成員の中に譲受人本人が含まれていますので、農業会議に確認を取ったところ、構成員として自ら携わっており問題ないということでしたので申請に至りました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から28番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。1件の案件がございますので、事務局より議案の説明と朗読をお願いいたします

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは1件でございます。受付番号1番を説明します。

【議案第2号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良2区 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 （荷川取ツナジ原 1318）の申請地は、漲水学園から狩俣向け、添道集落へ向かう道路を約100メートル過ぎたところにあるコンピューター会社北側約500メートルに位置し、今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。

（池間比佐伊原 738）の申請地は、現在原野化しており重機等で伐開してからの使用となります。申請人は200日以上農業従事日数があり、ブルトラやトラクターなども所有しており、さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号1番について原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題としますが、11番：喜屋武隆委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をお願いします。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は5件でございます。

まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、宮国集落前十字路を上野小学校向け約800メートル右手に位置し、ほ場整備も完了しており、現在は葉たばこの植え付け準備中でした。申請人は父母と共に葉たばこ栽培に従事しており、将来的に認定農業者を目指して頑張っているまじめな担い手です。

7番委員 受付番号2番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番の農地の所在は、伊良部高校から白鳥方面向け、大きな十字路をさらに100メートルほど進んだ右手に空き牛舎がありその裏手に位置します。現在は収穫前のさとうきびが植えられていました。申請人は以前からこの農地を借りておりますが、きちんと利用権設定をすることによって今回の申請になりました。

3番の農地の所在は、増原集落南側に位置し、現在は砕土されており採草地にする予定です。周辺はさとうきび畑が広がっていました。申請人は現職の農業委員としても頑張っております。

上野2区 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 農地の所在は、JA上野給油所から平良向け約1キロメートル右手に宗教法人があり、その向かいの道路を南へ約400メートル行った突き当たりに位置し、現在はさとうきびの夏植えが植えられていました。この農地は整備事業が済み、1筆として使用されています。

事務局 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、別添資料を確認してください。議案第5号と関連します。中間管理機構から補足説明をお願いします。

中間管理機構 議案第5号に含まれない2筆について説明します。

(喉こび 1523-1) の農地の所在は、伊良部内、宮古島市の水道タンクから佐良浜中学校向け約 100メートル行った大通り側に位置します。(北新城 749) の農地の所在は、伊良部内居酒屋「ももたろう」の道向かいに位置します。貸主の方は那覇に居住しておりましたが、昨年伊良部に戻ってきましたが体調不良により農業ができない状態です。息子達も宮古島を離れておりますので、引き続き農地を貸したい意向です。なるべく若い方ということで、1筆は借り手が決まり、残りの2筆についても池間添自治会と現在調整中です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。では、11番委員の入室・着席を認めます。

次に、日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は6件でございます。

まず、受付番号1番から6番までの朗読説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、城辺長南公民館後方、山田地区の土地改良区内に位置しています。基盤整備も終了間近で配分計画も進んでいる地区です。申請農地は小さめの面積ですので、話し合いの結果集団化する方向でまとめ、今回の申請となりました。

8番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、城辺北海岸線沿い、新城海岸入口から東へ約2キロメートル、基盤整備地区奥に位置し、現在は牧草地でした。申請人はさとうきび栽培と畜産の複合経営です。

平良3区 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 農地の所在は、平良西原地区公民館から下った右側に整備事業地区があり、そこから一周道路向け約500メートル左手の道路を右折し約500メートルに位置しています。4筆ありますが実際は1筆として利用しています。半分は草地、半分はカブ出し管理されていました。

上野2区 受付番号4番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 4番の農地の所在は、JA上野給油所から平良向け約1キロメートル右手の宗教法人をさらに200メートルほど過ぎて左折、約400メートル行った左手に位置します。現在はさとうきびのカブが植えられていました。

5番の農地の所在は、千代田カントリークラブ東側道路側に小さいロータリーがあります。ドイツ村方面向け約500メートル行って右折、約1キロメートル行った左手に位置します。現在は葉たばこの植え付け準備中でした。

上野3区 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 農地の所在は、上野宮国公民館から北へ約1.5キロメートルに携帯電話の基地局があります。鉄塔から東北約50メートルに位置し、現在は牧草地でした。東側に墓地跡があり、そこを埋め戻す準備がされていました。申請人は高齢ですがとても意欲的で、畜産経営の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

10番委員 受付番号1番についてお聞きします。譲受人が85歳と大変高齢で、基盤強化促進法を適用すれば約5年間名義変更等も難しいと思います。基盤強化促進法は土地の流動化の促進と担い手育成のための法律だと思いますが、年齢制限など法的に定められてはいませんか。

3番委員 年齢制限についてのご質問ですが、法律上制限はありません。確かに譲受人は高齢ですが、2、3年後には息子が引き継ぐということで調整済みですので問題ないと思います。

事務局 基盤強化促進法については、農政課で基本構想が策定されており、それに基づいて適用しています。下限面積や農業従事日数等の条件はありますが年齢制限はありません。

10番委員 今後我々が相談を受ける場合、法律に制限がないからという事で無造作に適用していいのか。後継者がいる方は問題ないと思いますが、やはり線引きが必要ではありませんか。

事務局 農業を行う上で年齢は関係ないと思います。個人差も大きいと思いますので、年齢制限等の線引きについては農業委員会では考えておりません。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6議案第5号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番について説明します。

【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第5号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 10:35

再開 10:45

議長 再開します。

議長 次に、日程第7議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規程による許可申請は2件でございます。
まず、受付番号1番から2番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から2番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

1番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年11月9日に行いました。調査員は1番私、砂川栄徳、2番久保弘美委員と芳山辰巳会長、事務局から、下地明局長、上地寿男次長、川満邦弘係長、上原みち子主任主事の7人で行いました。

始めに9時30分から9時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条2件、5条12件、非農地証明8件、計22件の現地調査を9時50分から15時40分まで行い、15時50分から16時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、顛末書を要する案件が4件ありましたが、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は鏡原小学校近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 参考資料9ページの写真を見る限り、第1種農地という判断でいいのか疑問です。住宅の広がりや道路など分断要因になりそうに見えますが、その点も踏まえて話し合い等は行ったのか説明をお願いします。

事務局 野崎委員のご指摘もごもっともだと思います。事務局としても状況を鑑みて第2種農地の判断

でもいいのではないかと思います調整をしてきましたが、県の担当者の意見として、周囲に農地の広がり確認できており、また道路を分断要因とは認められないとのことで、集落接続の第1種農地の判断となりました。

3番委員 判断理由には納得しました。ただ、農業委員会としては今後第2種、第3種農地の判断につながるような取り組み、県や農業会議との調整も必要であり、また変革を促していくのも委員の役目だと考えています。ありがとうございました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小学校近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第8議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は12件でございます。
まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第7号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

1 番委員 それでは、受付番号1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小学校近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、1 0 h a 以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部佐和田集落にある共和バス事業所に隣接しており、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、1 0 h a 以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部佐和田集落にある共和バス事業所に隣接しており、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、1 0 h a 以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地線沿いにあるメモリアルパークから旧農林高校農場向け約700メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた隣接する原野との一体利用（1/3以内）の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県営平良北団地、北保育所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地上地集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、役所等から300メートル以内の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はホテルアトールエメラルド近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広

がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種中高層住居専用の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は市内ゴルフレンジ近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、住宅地に近接する連たんの第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 この案件のように住宅に囲まれた農地というのが多々見受けられます。県との調整ももちろん必要ですが、もっと意見を主張すべきではありませんか。

事務局 野崎委員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどの案件も含めて、事務局なりの判断として許可条件のいい第2種、第3種で進達しようと思います。県の担当者が難色を示した場合はまた調整を重ねていきたいと思っています。

3番委員 農業委員会として農地を大事にするという考え方は当然です。しかし、住宅に囲まれた農地については緩和してもいいのではないかと考えます。担い手育成のためにも、住宅が造れないような状況は解消していくべきであり、周囲の状況等も考慮することが大切です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

11番委員 申請書61ページについてですが、資金計画の欄に土地購入資金として14百万円調達、右上に年間賃料36万円の設定があります。土地を購入する際に14百万円支払うのに、賃料が発生している理由を説明してください。

事務局 喜屋武委員のご指摘のとおり、5条申請で所有権移転しますので賃料は発生しません。確認して修正します。

11番委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はタウンプラザかねひで近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第1種低層住居専用の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋から長山港向け約300メートルの海岸沿いに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、雑種地、保安林等に囲まれた10ha未満のその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良添道集落近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する面積が1/3以内の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺新城集落東側約300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内の農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 申請書93ページに、3593㎡の内2500㎡を使用して牛舎及び堆肥舎を新築するとあります。航空写真で確認したところ現在は草地として使用されているように見えます。牛舎や堆肥舎の位置を工夫すればもう少し小さい面積で建設可能ではないかと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

事務局 現場確認の際、譲受人の新福畜産は広大な面積で放牧型畜産経営を行っているように見受けられました。ですので、必然的に使用面積も大きくなっていると思われます。用途変更の際に農政課とも面積等の確認も済んでいます。事業計画によると親牛32頭、子牛25頭で経営規模も大きく、面積は妥当であると考えます。

7番委員 放牧をするということですが、図面を見るとこの位置取りでは放牧面積が小さいように思います。一部畑として残すという考えではなく、位置を工夫して、3593㎡全体を有効利用したほうがいいのではないかと思います。そのような点も含めて農家への提案もしていくべきだと考えます。農業用施設をただ造ればよいということではなく、農地全体をいかに有効利用できるかを考えながら進めていく必要があると思いますので、その点も踏まえて今後の取り組み、指導のあり方を要望します。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

11番委員 一部利用ということで残りの部分はそのまま草地として利用すると思いますが、その場合牛舎と草地の境界に柵などの仕切りを作るのはいかがでしょうか教えてください。

事務局 農地を分筆するわけではなく、内面積で使用します。牛舎、堆肥舎含めて柵は作ると思いますが、1つの畑として使用する予定です。

11番委員 ありがとうございます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第9議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は8件でございます。
まず、受付番号1番から8番までの説明をいたします。

【議案第8号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA宮古地区本部近くにある袖山墓地団地の近くに位置し、周辺を原野、資材ヤード、宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、盛加越公園の近くに位置し、周辺は一角が原野化しており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣線から宮古南静園に向かう三叉路の近くに位置し、周辺を鉾山や原野に囲まれており、一角は原野化しており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、旧宮原小学校近くに位置し、隣地の原野と一体利用されており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 この案件の申請者は「小禄恵良さん」ですが、資料28ページの願出者は「下地豊一さん」になっておりますので訂正をお願いします。また土地の所在が私の地元でもあり、通りがけ見かけます。地目は畑ですが面積が18㎡と狭小で、進入路の一部として使用されています。畑としての再利用が困難ですので非農地とするのが適切だと思います。このような土地はほかにも多々あると思いますので、事務局、農業委員、推進委員皆で場所の掘り起こしをして非農地証明願いを申請するよう周知・指導していければと思います。

事務局 私の記入ミスですので、願出者「小禄恵良」に訂正をお願いします。住所の方も間違っておりますので、申請書のとおり訂正をお願いします。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間大橋近くの皆愛集落に位置し、原野、公園、保安林に隣接しており原野化が進み農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部地区にある宮国鉦山に隣接していて、鉦山に囲まれており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部製糖工場の東側300メートルほどに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部大橋から長山港向け300メートルほどの海岸沿いに位置し、周辺は原野や保安林に隣接しており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10議案第9号「宮古島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

事務局 宮古島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてご説明いたします。

【議案第9号、朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしとのことですので、採決いたします。

議案第9号「宮古島市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

2番委員 女性農業委員について、宮古島では宮古島市1人、多良間1人の2人となっています。先月、県の女性農業委員の臨時総会に出席し、役員選出や会則の一部改正等、会議に参加いたしました。また今月行われた九州・沖縄ブロック女性農業委員研修会では、女性社長の講演を楽しく拝聴しましたし、九州各県の女性農業委員の皆さんといろいろな情報交換をすることができました。やはり女性農業委員の数が少な過ぎるという意見が多く、男女共同参画が推進されている中、今後宮古島市でも女性農業委員の登用が1人でも増えることを願ってご報告とさせていただきます。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

16番委員 総会資料についてですが、かなりの案件がありますので、1週間前とかに事前に配布することはできませんか。そうしていただければ、ゆっくり内容を把握することもできると思いますがいかがでしょうか。

議長 この問題については、以前から取り上げられています。資料作成の面などいろいろあると思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 この問題については、3年毎新農業委員に代わるたびに言われております。事務局としましては、行事予定表にもあるとおり申請締切後、現場確認を行い資料作成しています。総会に間に合わせるため職員も残業しながら作業をしていますが、毎回ギリギリの状況ですのでご理解を

お願いします。

16番委員 皆さんの努力は理解しています。ただ、現地調査された事務局や委員の皆さんは場所についてもすぐに分かると思いますが、総会資料として配付された資料を見ただけで内容をすぐに把握することは難しいです。私はまだ不慣れですので、参考資料をめくるだけで精一杯の状況です。せめて1日、2日前くらいにでも資料を配付していただき、目を通す時間を作っていただけると助かります。

議長 ごもつともなご意見だと思いますが、実際に資料作成している担当からも一言申し上げたいとのことですのでお願いします。

事務局 日程については概ね局長から説明のあったとおりです。まず申請締切日にその月の全ての申請を受け付けます。申請書の添付書類等も合わせると相当な枚数になりますが、4、5日かけて書類の確認をし、取りまとめます。その月の10日前後に現場確認をし、総会資料の作成に移ります。砂川委員のご指摘のとおり、総会の2、3日前までに仕上げるのができればいいのですが、なかなか難しいのが現状です。事務局としましても、1週間前は無理ですが、なるべく早く仕上げる努力はしていきたいと思っておりますのでご理解ください。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

事務局 事務局から、先月の案件の中で横嶺地区換地計画の承認の際ご指摘のあったコンテナ等の撤去についてご報告いたします。総会の翌日、農業委員会事務局と農村整備課の担当者と共に現地確認に行きました。コンテナ、その他工作物について200㎡未満の場合、農業委員会へ確認届けの提出を義務づけており、200㎡以上であれば通常の転用申請が必要である旨を、農村整備課を通して地権者に伝えております。その後、11月8日に確認届けの提出を行っております。農業委員会事務局としては、25㎡の農機具置き場として受理しましたのでご報告いたします。

もう一点、先月の総会後から今日までの期間に、農地に建築廃材等が置かれているなど無断転用の可能性があるという報告が2件ありました。1件は農業委員から、もう1件は推進委員からの報告でした。事務局で現場確認に行ったところ、将来的に転用可能であろうとの個人判断の下建築廃材等を置いていたとの事でした。農業委員会としては、事後の転用申請は基本的に認めませんので撤去してもらおうよう指導しました。1カ所は将来的に駐車場として使用したい、もう1カ所は農機具置き場を造りたいとの事でした。特に推進委員の方々は地域を監視する立場ですので、もし農地以外の利用状況が見受けられた場合は直接指導していただいてもいいですし、それが難しければ事務局にご連絡ください。また許可を受けているかどうかの確認だけでも構いません。無断転用等を事前に防ぐためにもよろしくお願いします。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 12:18

平成29年11月21日

会 長 芳 山 辰 巳

5 番委員 荷川取 広 明

6 番委員 國 仲 和 男